

環境にやさしい法律事務所 —米国法曹協会と環境保護庁による 参加型プログラム

国際室嘱託・第二東京弁護士会会員
山本 晋平 ● Yamamoto, Shimpei

米国法曹協会(ABA)¹⁾と米国環境保護庁(EPA)が共同で立ち上げた「法律事務所の気候変動に挑む」(ABA-EPA Law Office Climate Challenge)²⁾は、法律事務所向けの参加型プログラムである。同プログラムは、ABA「環境・エネルギー・資源」セクション³⁾と環境保護庁との協力によるものだが、ABA「法律業務・経営」セクションもこの取組みの協賛者となっている⁴⁾。

ある非公式調査によれば、コピーや印刷によって、アメリカ弁護士は、1人当たりで年間約2万～10万枚の紙を使用するという。10万枚は0.5トンに相当し、この量は、使用後リサイクルしたとしても、製造からの過程で4.5トンの二酸化炭素を生み出し、また、使用后、ごみ処理場で廃棄した場合には二酸化炭素量は5.5トンになるという。

* * * * *

この共同プログラムへの法律事務所による参加方法は、基本的に3つ。(ABAと環境保護庁の共同プログラム立ち上げ以前から、環境保護庁は3つのプログラムを持っており、法律事務所が直接これらに参加することは排除されていたわけではないが、ABAとの共同プログラムは法律事務所が参加しやすいよう、若干の工夫がされている。)

第1は、「賢い捨て方(WasteWise)」プログラム。以下の3つのうちの2つを実行すると、共同プログラムの「パートナー」を称することができる。①コピー用紙、印刷用紙、封筒などプログラムが指定する紙の90%以上について、少なくとも30%以上の再生紙を含んだものを

使用するものとする、②白いコピー用紙、印刷用紙などプログラム指定紙の90%以上をリサイクルさせるものとする、③ドラフトや内部文書については、すべて両面印刷・コピーする方針とすること⁵⁾。

その上で、事務所としての実行計画を策定・実施し、その結果について年次報告書を提出し、コピー、印刷の50%以上を両面にした等の一定の目標値を達成した事務所は、共同プログラムの「リーダー」を称することができる。

第2は、「緑の電力パートナー(Green Power Partnership)」プログラム。事務所の電力使用量に応じて、その2%～10%(例えば電力使用量が一定基準を超えて多い事務所は2%)について、再生可能資源由来の電力⁶⁾を購入すると合意することによって、共同プログラムの「パートナー」として認められる。さらに、共同プログラムの「リーダー」と認められるための、より高いレベルの基準も設定されている。実際には、事務所を賃借している場合など、購入する電力の由来までコントロールできないことが多いので、「再生可能電力証書」(REC)⁷⁾の購入によって、代替できる。米環境保護庁のプログラムでは、小さな事業所・事務所は参加資格がないが、ABAとの共同プログラムでは、小さな法律事務所にも参加の条件・資格が認められている、という。

第3の「エネルギースター(Energy Star)⁸⁾」プログラムでは、事務所の電力使用量(建物が自己所有の場合は全エネルギー使用量)を10%削減すると約束し、これを誠実に実施する事務所は、共同プログラムの「パートナー」と認められ、広く知られている「エネルギースター」のロゴを使用できる。10%削減を達成して報告すると、共同プログラムの「リーダー」として認められる。

10%削減をめざす法律事務所のために詳細

なガイドが作成されている。例えば、製品買換え時には「エネルギースター」製品⁹⁾を買うこと、消灯の励行、コンピューターの電力消費制限ソフトの利用、照明システム(感應式に変更するなど)や電灯の変更(白熱灯から電球型蛍光灯に、非常口は発光ダイオードに変更するなど)、清掃作業員に対する消灯教育など。

* * * * *

ABAのウェブサイトによると、2008年5月末時点で法律事務所単位で68もの事務所(ただし米環境保護庁法務部長のオフィスなどを含む)

が、この共同プログラムに「パートナー」または「リーダー」として参加している。第1プログラム「賢い捨て方」や第3プログラム「エネルギースター」で、「リーダー」と認められている事務所は今のところはきわめて限られており、目標達成は簡単ではなさそうだが、それにしても、弁護士会と官庁の共同イニシアチブによって、法律事務所の間に、環境配慮の取組みが徐々に広がっていることは確かなようだ。自戒を意識しつつ、ご紹介させて頂いた次第である。

- 1) アメリカ合衆国の法曹やロースクール生などが入会資格を有し、全米レベルで最有力の任意法律家団体(会員は41万人以上)。「ABAジャーナル」を毎月発行している。
- 2) 2007年3月から2年間のパイロット・プロジェクトとして実行されている。なお、「Climate Challenge」と、課題・挑戦などを意味するChallenge をかけた造語だと思われるが、適切な訳が難しく、ひとまず「気候変動に挑む」としてみた。
- 3) ABAの「セクション」とは、主に法律・業務分野ごとのグループであり(ABAのウェブサイトによれば、現在24のセクションが存在する)、一つのセクションで3600人ないし6万人のメンバーを有する。セクションごとの事務局、会費、セクション内委員会があり、ABAのウェブサイトでも「セクション自体が、一つの弁護士会のようだ」と評される。同じ分野で興味・関心をもつ法曹間のネットワーク、情報交換、能力研鑽、継続研修(セミナー開催等)、研究、出版などを行うと共に、その政策提言がABAで採択される場合と、(一定の手続の下に)セクション自ら対外的に行う場合とがある。<http://www.abanet.org/abasource/sdf.html>
一方で、日本の弁護士会の委員会活動と類似した機能・役割を果たしているが、より多くの法曹が緩やかに集まり、様々な活動をしている。
- 4) 本稿は、主として、ABAのウェブサイトとそこにリンクされる米環境保護庁のウェブサイトの情報による。<http://www.abanet.org/environ/climatechallenge/overview.shtml>
また、ABAジャーナル2008年1月号62頁「Ending the Paper Chase」も参照。
- 5) 「パートナー」を称するために、必ずしも目標値の達成(及びその報告)までは求められていない。
- 6) 一定割合以上が、太陽、風力、水力、バイオマス、地熱などによって発電された電力。
- 7) Renewable Energy Certificate。再生可能資源による電力供給業者が、一定供給量あたりに発行する証書。消費者レベルにおける電力単価は、火力発電等由来の電力と再生可能資源由来の電力との間では異ならず、後者に付加価値を見いだして電力自体を「高く買う」ことはできないが、REC発行の結果、これを買えば、再生可能資源による電力を「高く買う」のと同じ効果を実現できるため、これらの業者への経済支援となる。
- 8) 「エネルギースター」とは、1992年に米国で環境保護庁が始めた省エネルギー仕様に関するプログラムで、一定の省エネ仕様を満たした製品等について「エネルギースター」のロゴ使用を認める。当初はコンピューター等一部の製品に対象が限られていたが、米国では現在、様々な消費財、さらには、建物にまで及んでいる。また、「国際エネルギースタープログラム」として、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、台湾、EUなど国際的にも広がりを見せ、日本でも、1995年以降、米環境保護庁との協力の下、日米間の相互承認制度が運用されている。ただし、日本の対象品目は現在、OA関連製品の8品目。<http://www.eccj.or.jp/ene-star/>
- 9) 前注参照。